

【様式1】

別添2

宮城県立こども病院 「令和2年度業務実績」及び「暫定評価」に係る『項目別評価シート』

※「資料:令和2年度業務実績報告書」「資料:暫定評価期間事業報告書」における中期計画及び年度計画に掲げた項目ごとの業務実績について、評価の視点に基づき評価願います。
 ※まず、令和2年度の業務実績の評価をしていただき、その評価結果を踏まえ、暫定評価期間の業務実績の評価という流れで御記入願います。黄色着色部分が評価入力箇所となります。

評価項目	小項目	定量 目標 自己 評価	定性 取組 自己 評価	評価 項目 法人 自己 評価 結果	令和2年度業務実績に係る意見等		暫定評価(3年間の業務実績を総合的に評価)					
					委員 評価 (R02)	委員評価にあたっての意見・指摘等	評価結果		暫定 期間 法人 自己 評価	委員 評価 (暫定)	委員評価にあたっての意見・指摘等	
							H30 業務 評価 結果	R01 業務 評価 結果				
1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置												
(1) 診療事業及び福祉事業						※この欄のみ(1)の①～③までの評価に基づき、「(1)診療事業及び福祉事業」について総合的に記載願います。					※この欄のみ(1)の①～③までの評価に基づき、「(1)診療事業及び福祉事業」について総合的に記載願います。	
① 質の高い医療・療育の提供				A		(判定基準) 項目別評価 以下の5段階評価 「S」: 目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる ・ 定量的目標においては対計画値の110%以上で、かつ困難度が「高」とされている場合 ・ 定量的目標で評価できない項目についてはS評価なし 「A」: 目標を上回る成果が得られていると認められる ・ 定量的目標においては対計画値の110%以上、又は対計画値の100%以上で、かつ困難度が「高」とされている場合 ・ 定量的目標がない項目においては目標の水準をはるかに上回る「成果」があるといえる根拠、理由が明確に認められる場合 「B」: 目標を達成していると認められる ・ 定量的目標においては対計画値の100%以上110%未満、又は対計画値の100%を概ね満たしており、かつ困難度が「高」とされている場合 ・ 定量的目標がない項目においては目標の水準を上回る「成果」があるといえる根拠、理由が明確に認められる場合 「C」: 目標を下回っており、改善を要する ・ 定量的目標においては対計画値の80%以上100%未満 ・ 定量的目標がない項目においては目標の水準を下回る場合 「D」: 目標を下回っており、業務の廃止を含めた本質的な改善を求める ・ 定量的目標においては対計画値の80%未満 ・ 定量的目標がない項目においては目標の水準を下回っており、抜本的な業務の見直し等が必要であると認められる場合	A	A	A			
	イ 高度で専門的な医療への取組及び政策医療の適切な実施	-	A									
	ロ 高度な療育サービスの提供	-	A									
	ハ クリニカルパスの活用	A	A									
	ニ 退院サマリーの作成	B	A									
	ホ 情報発信の強化と関係機関等との連携推進											
	(イ)情報発信の強化	-	B									
	(ロ)関係機関等との連携推進	A/B	B									
	ヘ 小児リハビリテーションの充実	-	B									
	ト 在宅療養・療育への移行支援の推進	-	A									
	チ 救急医療の充実											
	(イ)周産期・小児医療の救急医療への対応	-	A									
	(ロ)救急医療体制の充実に向けた検討	-	A									
② 患者・家族の視点に立った医療・療育の提供				B								
	イ 分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり	-	A									
	ロ セカンドオピニオンの適切な対応	-	B									
	ハ 患者の価値観の尊重	B	B									
③ 患者が安心できる医療・療育の提供				A								
	イ 医療倫理の確立	-	B									
	ロ 医療安全対策の充実	A/B	A									
	ハ 院内感染防止対策の充実	B	A									

※「資料：令和2年度業務実績報告書」「資料：暫定評価期間事業報告書」における中期計画及び年度計画に掲げた項目ごとの業務実績について、評価の視点に基づき評価願います。
 ※まず、令和2年度の業務実績の評価をしていただき、その評価結果を踏まえ、暫定評価期間の業務実績の評価という流れで御記入願います。黄色着色部分が評価入力箇所となります。

評価項目	小項目	定量 目標 自己 評価	定性 取組 自己 評価	評価 項目 法人 自己 評価 結果	委員 評価 (R02)	令和2年度業務実績に係る意見等		暫定評価(3年間の業務実績を総合的に評価)				
						委員評価にあたっての意見・指摘等		委員評価にあたっての意見・指摘等				
						評価結果	暫定期間 法人 自己 評価	委員 評価 (暫定)				
H30 業務 評価 結果	R01 業務 評価 結果											
(2) 成育支援・療育支援事業					A			B	A	A		
① 成育支援・療育支援体制の充実		-	B									
② こどもの成長・発達への支援		-	A									
③ 患者と家族の心理的援助及び社会的問題等への支援		-	B									
④ 在宅療養・療育支援の充実	イ 障害児とその家族の地域生活の支援 ロ 短期入所及び体調管理入院の充実	- -	A A									
⑤ 病院ボランティア活動の充実と支援		-	B									
(3) 臨床研究事業					B			A	B	B		
① 臨床研究の推進		-	A									
② 治験の推進		-	B									
③ 臨床研究支援体制の充実		-	B									
④ 院内学術活動の支援体制の充実		-	B									
(4) 教育研修事業					B			B	B	B		
① 質の高い医療・療育従事者の育成	イ 質の高い臨床研修医(初期研修医)や後期研修医の育成 ロ 専門医の育成 ハ 東北大学との連携講座の推進 ニ 職員の資質向上への支援	- - - -	B B B A									
② 地域に貢献する研修事業の実施	イ 地域医療支援病院としての研修事業 ロ 療育拠点施設としての研修事業	B -	A B									
(5) 災害時等における活動					A			B	A	A		
2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置												
(1) 効率的な業務運営体制の確立					B			B	B	B		
① 効率的・効果的な組織の構築		-	B									
② 業務運営体制の強化		-	B									
③ 職員の参画等による業務運営		-	A									

※「資料：令和2年度業務実績報告書」「資料：暫定評価期間事業報告書」における中期計画及び年度計画に掲げた項目ごとの業務実績について、評価の視点に基づき評価願います。
 ※まず、令和2年度の業務実績の評価をしていただき、その評価結果を踏まえ、暫定評価期間の業務実績の評価という流れで御記入願います。黄色着色部分が評価入力箇所となります。

評価項目	小項目	定量 目標 自己 評価	定性 取組 自己 評価	評価 項目 法人 自己 評価 結果	委員 評価 (R02)	令和2年度業務実績に係る意見等		暫定評価(3年間の業務実績を総合的に評価)				
						委員評価にあたっての意見・指摘等		委員評価にあたっての意見・指摘等				
						H30 業務 評価 結果	R01 業務 評価 結果	暫定 期間 法人 自己 評価	委員 評価 (暫定)			
(2) 業務運営の見直し及び効率化による収支改善					B			B	B	B		
① 医療資源の有効活用	イ 病床の効率的な利用の推進による収支改善	C	A									
	ロ 医療機器の効率的な利用の推進による収支改善	-	A									
	ハ 診療報酬制度等に対応した体制の整備による収支改善	-	B									
② 収益確保の取組		-	A									
③ 業務運営コストの節減等	イ 医療材料・医薬品等の適切な管理による節減	-	B									
	ロ 適正な職員配置及び業務委託の見直しによる節減	-	B									
	ハ 修繕費の節減	-	B									
	ニ 廃棄物の適切な分別・処理による節減	-	B									
	ホ ESCO事業の推進による節減	-	B									
④ 財務分析の実施		-	B									
⑤ 外部評価の活用等		-	A									
3 予算、収支計画及び資金計画		B/C	A	B				B	B	B		※3～8は一括で評価願います。
4 短期借入金の限度額												
5 出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画												
6 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画												
7 剰余金の使途												
8 積立金の処分に関する計画												
9 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置												
(1) 人事に関する計画					B			B	B	B		
① 人事に関する方針		B	B									
② 人材育成に関する方針		-	A									
③ 適切な人事評価の実施等		-	B									
(2) 職員の就労環境の整備		-	A	A				A	B	A		
(3) 医療機器・施設整備に関する計画					B			B	B	B		
① 医療機器・施設整備計画		-	A									
② 医療情報システムの整備・効率的活用		-	B									
③ 大規模修繕計画の策定		-	B									